

横植協会 04- 25 号
令和 4 年 11 月 21 日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

条件付き輸入生果実関係

【ベトナム産りゅうがん生果実の条件付き輸入解禁について】

(ベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則の制定について)

ベトナムには、ミカンコミバエ種群が発生していることから、これまで同国からのりゅうがん生果実の我が国への輸入は禁止されていましたが、関係する省令及び農林水産大臣が定める基準が令和4年11月18日付けで公布及び施行されました。また、同日「ベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則」が施行され、ベトナム産りゅうがん生果実が輸入解禁されました。

輸入にあたっては、ベトナム植物防疫機関により指定された低温処理施設又は低温処理コンテナで規定された温度と時間で消毒されるなどのほか、農林水産大臣が定める基準に適合している必要があります。

詳細:別添参照

以上

4 消安第 4260 号
令和 4 年 11 月 18 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

ベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則の制定について

ベトナム産りゅうがんの生果実の輸入に関し、「植物防疫法施行規則の一部を改正する省令」（令和 4 年農林水産省令第 64 号）及び「植物防疫法施行規則別表 2 の付表第 77 のベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」（令和 4 年 11 月 18 日農林水産省告示第 1869 号）が本日付けで公布及び施行（別添 1 及び別添 2）されたことに伴い、「ベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則」を制定（別添 3）したのでお知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。

○農林水産省令第六十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月十八日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「りゆうがん」の下に「（付表第七十七に掲げるものを除く。）」を加え、同表の付表に次のように加える。

七十七 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゆうがんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千八百六十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十七の規定に基づき、ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

令和四年十一月十八日

農林水産大臣 野村 哲郎

一 植物及び地域

りゅうがんの生果実であつて、ベトナムで生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) ベトナム植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨の記載がされているベトナム植物防疫機関が発行した植物檢疫証明書が添

付されたものであること。

(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア ミカンコミバエ種群に侵されていないものであること。

イ 五の消毒が行われたものであること。

四 封印

(一) ベトナム内の低温処理施設において消毒を行う場合にあつては、生果実の各こん包ごと又は束ねたこん包ごとに、ベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。

(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナごとにベトナム植物防疫機関による封印がなされていること。

五 消毒

(一) 低温処理施設又は低温処理コンテナにおいて、生果実の中心部が摂氏一・三度となった後、引き続き十三日間その温度以下で消毒すること。

(二) 低温処理施設及び低温処理コンテナは、あらかじめベトナム植物防疫機関により(一)の消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたものであること。

(三) (一)の消毒は生果実をこん包したままで行うこと。

六 こん包

低温処理施設において五の消毒を行う場合にあつては、次の要件を満たすものとする。

(一) 消毒される生果実は、ミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(二) 消毒された生果実のこん包が開封され、消毒を伴わずに改めてこん包される場合にあつては、当該開封及び改めて行われるこん包は、ミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

七 植物防疫官による確認

(一) 三の(一)の検査及び五の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

(二) (一)の植物防疫官による消毒が的確に実施されていることの確認は、ベトナム植物防疫機関と共同し

て、次により行うものとする。

ア 低温処理施設において消毒が行われる場合にあつては、当該施設において五の消毒が行われていることを確認すること。

イ 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合にあつては、輸出の時までに五の消毒が開始されていること及び輸入の時までに当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

八 表示

三の(一)の検査及び五の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

ベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則

〔令和 4 年 11 月 18 日付け 4 消安第 4260 号〕

消費・安全局長通知

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 77 の規定に基づき定めるベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和 4 年 11 月 18 日農林水産省告示第 1869 号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 消毒施設

(1) 低温処理施設

告示 5 の消毒のために必要な施設及び設備を有するものとは、低温処理施設にあっては、次の条件を満たすものとする。

ア 生果実の中心部を告示 5 の（1）に定める温度に保持できること。

イ 部屋ごとに、次の 4 か所に位置する生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

（ア）積荷全体の中央部の積荷の中心部

（イ）積荷全体の中央部の積荷の最上部の角

（ウ）冷却風の出口付近の積荷の中心部

（エ）冷却風の出口付近の積荷の最上部の角

（ただし、（ウ）及び（エ）について、冷却風の出口付近に積荷がない場合、冷却風の吹出口から最も遠い積荷の中心部及び最上部の角）

ウ イの自動温度記録装置は、4 時間ごとに摂氏 0.1 度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後 1 か月間は摂氏±0.1 度の精度を維持できること。

(2) 低温処理コンテナ

告示 5 の消毒のために必要な施設及び設備を有するものとは、低温処理コンテナにあっては、密閉型であり、き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがなく、かつ、生果実の中心部を告示 5 の（1）に定める温度に保持できるものとする。

2 低温処理コンテナの指定

告示 5 の（2）の指定された低温処理コンテナについては、毎年、調査の開始前に、ベトナム植物防疫機関により記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

3 低温処理コンテナにおける温度測定の方法

低温処理コンテナにおける告示 5 の（1）の消毒においては、次の条件を満たす装置により温度測定を行うものとする。

ア 次の3か所に位置する生果実の中心部の温度を外部から随時確認できること。

(ア) 積荷全体の中央部の積荷の中心部

(イ) 低温処理コンテナの扉面からみて最も手前の積荷の最上部の角

(ウ) (イ) と対角線の位置となる最も奥の積荷の最下部の角

イ 低温処理の期間中、4時間ごとに摂氏0.1度単位で自動的に記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できること。

4 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、1の条件を満たすものであることを確認するため、次により調査を行うものとする。

ア 原則として、毎年、当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

イ 原則として、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。

(2) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理コンテナについて、1の(2)、2及び3の条件を満たすものであることを確認するため、次により調査を行うものとする。

ア 2の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うこと。

イ 低温処理コンテナに生果実を積み込む前に行うこと。

5 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設の場合

ア 消毒の実施の確認

告示5の(1)の消毒については、次により、原則として、植物防疫官がベトナム植物防疫機関と共同してその実施の確認を行うものとする。

(ア) 告示5の(2)のベトナム植物防疫機関により指定された低温処理施設であることを確認すること。

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。

(ウ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.3度)以下となっていることを、部屋ごとに、1の(1)のイの4か所以上の生果実について確認すること。

(エ) (ウ)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、13日間摂氏1.3度以下であることを確認すること。

イ 検査の実施の確認

告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査については、原則として、植物防疫官が立ち会い、次を行うことによりその実施を確認するものとする。

(ア) 6の(2)のア及びウの条件を満たす場所で行われていることを確認すること。

(イ) 生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。

(ウ) 検査の結果、検疫有害動植物、特に生きたミカンコミバエ種群がなかったこと

を確認すること。

- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)の確認の結果、生きたミカンコミバエ種群が発見されたときには、その原因について、ベトナム植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明し、改善措置がとられるまでは、以後の消毒の実施の確認を行わないこと。

ミカンコミバエ種群でない生きた検疫有害動植物が発見されたときには、検疫有害動植物の種類等に応じて、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないための措置その他の必要な措置が講じられたことを確認すること。

(2) 低温処理コンテナの場合

ア 検査の実施の確認

告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査については、原則として、植物防疫官が立ち会い、次を行うことによりその実施を確認するものとする。

- (ア) 生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。
(イ) 検査の結果、検疫有害動植物、特に生きたミカンコミバエ種群がなかったことを確認すること。
(ウ) (ア)及び(イ)の確認の結果、生きた検疫有害動植物が発見されたときには、検疫有害動植物の種類等に応じて、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないための措置その他の必要な措置が講じられたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

告示7の(2)のイの輸出の時までの消毒の開始の確認については、次により行うものとする。

- (ア) 告示5の(2)のベトナム植物防疫機関により指定された低温処理コンテナであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。
(イ) 消毒の開始直前に、3の温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。
(ウ) 3のアの生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.3度)以下となっていることを確認すること。
(エ) (ウ)の確認後、ベトナム植物防疫機関により告示4の(2)の封印がなされたことを確認すること。
(オ) ベトナム植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の(2)の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示7の(2)のイの輸入の時までの消毒の終了の確認については、次により行うものとする。

- (ア) 告示4の(2)の封印が破れていないことを確認すること。
(イ) 低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の温度記録を確認し、イの(ウ)の確認の後、引き続き生果実中心部の温度が13日間摂氏1.3度以下であったこ

とを確認すること。

(ウ) 我が国の到着までに消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、ベトナム植物防疫機関に対し、当該生果実を、その責任により返送するよう指示すること。

(3) 植物検疫証明書

植物防疫官は、(1) 又は (2) により消毒が完全に行われたこと及び検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記する。

6 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示6の(1)のミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる材料とは、密閉されたもの、密閉ではないが開口部全てに網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているもの又は孔の直径が1.6ミリメートル以下の網(ただし、果実との間に一定の隙間ができるように果実全体を覆うことができる場合に限る。)とする。

(2) こん包場所

告示6の(2)のミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる場所とは、次の条件を満たすものとする。

ア 窓等の開口部にはすべて網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)

が張られている等、ミカンコミバエ種群の侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みのりゅうがんの生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤等で消毒されており、また必要に応じて消毒が行われること。

7 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の字句に、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示：PLANT QUARANTINE VIETNAM

(2) 仕向地の表示：FOR JAPAN

8 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

(2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)又は告示8の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程(昭

和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号) によるものとする。

(4) 植物防疫官は、生きたミカンコミバエ種群が発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、生きたミカンコミバエ種群が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ 生きたミカンコミバエ種群が付着した原因をベトナム植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明し、改善措置がとられるまでは以後の輸入検査を中止すること。